

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30101	特区名	アジアヘッドクォーター特区			
提案事項名	風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う、最低面積要件(33㎡以上)の緩和					
提案事項の具体的な内容	<p>特定遊興飲食店営業の許可において、</p> <p>(1)営業面積が33㎡未満となる場合においても、許可対象となるようにしていただきたい。</p> <p>(2)客室一室あたりの面積要件を緩和し、店舗全体で面積要件を満たす場合営業許可受けられるようにしていただきたい。</p> <p>(3)店舗全体が33㎡に満たないような小規模な店舗に対し、「簡易特定遊興飲食店営業許可」といった特定遊興飲食店営業と比較して小規模店舗に向けた簡素な営業許可を新設していただき、草創期の活動を支える小規模な場に対し営業許可を与えることで、ナイトタイムの活性化を図っていただきたい。</p>					
政策課題とその解決策	<p>アフターMICEや外国人観光客が安心してナイトライフを楽しめる環境が充実することで、国際的なMICE誘致・外国人観光客誘致の競争力を高めることができる。</p> <p>また、ダンスクラブや生バンドを行うアーティストの育成には草創期の活動を支える小規模な場が必要。</p>					
担当省庁の対応	C:代替案の提示		担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
規制法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第4条第2項第1号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第75条第1号</p>					
趣旨等の	<p>都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所につき客室の床面積が一室当たり33平方メートル以上でない場合には、許可をしてはならない。</p>					
担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>特定遊興飲食店営業においては、特定の客を対象とする接待が禁止されていることから、提供するサービスは不特定の客を対象としたものである必要がある。このため、接待を行うことができる風俗営業における客室の床面積要件を踏まえるなどして、特定遊興飲食店営業において行われる客に遊興をさせる行為が特定の客を対象としたものとならないよう客室の床面積要件を定めているものである。</p> <p>このことは、特区の内外を問わずいえることから、御提案を認めるのは困難である。</p> <p>一方で、床面積が33平方メートルに満たない客室を設けて客に遊興をさせる営業については、特定の客を相手とした接待を行う営業として評価され得るものであることから、原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する風俗営業の許可の対象となるものと考えられる。したがって、風俗営業としての許可を取得することにより、営業時間(深夜における営業の原則禁止)や営業地域(営業制限地域)等の規制を受けることにはなるが、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定める時まで風俗営業の営業を営むことができることとなる。</p>					
1 国と地方の協議の目録	実施時期		スケジュール			
	指定自治体の回答	d:その他	書面協議(2回目)の希望		希望しない	
	理由等	<p>・代替案として示された風俗営業の許可については、事業者が深夜の営業を検討していることから検討は見送りたい。</p> <p>・協議において、特定遊興飲食店営業の客室床面積を33平方メートル以上に定めている根拠が明確に示されなかったことから、一定の条件下では床面積を緩和する余地もあるのではないかと受け止めているが、現時点では2回目の協議は見送り、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について判断していきたい。</p>				
	内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの				
	コメント	<p>警察庁より、特定遊興飲食店営業の制度の主旨から指定自治体の提案の内容を認めるのは困難であるが、代替案として風俗営業の許可を取得することで営業許可を受けられる旨の見解が示されたが、指定自治体は、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について検討することとしたため、一旦協議を終了する。</p>				

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30102	特区名	アジアヘッドクォーター特区			
提案事項名	風営法における特定遊興飲食店営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する基準の緩和(水平距離でなく空間距離による制限)					
提案事項の具体的な内容	<p>風営法施行令第6条第2項の規定では、特定遊興飲食店営業を含む風俗営業は「保全対象施設(保育所や病院、診療所等)の敷地の周囲おおむね100m(水平面で測る)の区域を限度」に制限されている。一方、都市再生特別措置法や国家戦略特別区域法等で首都機能を高める国際競争力強化が求められており、特に都心部における都市開発では様々な施設・機能を複合化させることが必要となっている。したがって、同一都市計画事業内(同一建物内を含む)で保全対象施設と特定遊興飲食店(アフターコンベンション機能に資する施設など)が混在または近接する場合を想定することが必要と考える。については、営業制限地域の指定基準に関して「保全対象施設の敷地からの水平距離による制限」ではなく「保全対象施設からの空間距離による制限」としていただきたい。</p>					
政策課題とその解決策	アフターMICEや外国人観光客が安心してナイトライフを楽しめる環境が充実することで、国際的なMICE誘致・外国人観光客誘致の競争力を高めることができる。					
国と地方の協議 1回目 見解	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能	担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
	規制法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の22、第31条の23において準用する第4条第2項第2号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第22条第1号ロ(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(平成30年1月30日付け警察庁丙保発第2号ほか。以下「解釈運用基準」という。)第24中1において参照する第12中9(2)</p>				
	規制等の趣旨	<p>都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請があった場合において、当該特定遊興飲食店営業の営業所が良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域(以下「営業所設置許容地域」という。)にないときは、許可をしてはならないとされているところ、当該基準の一つとして、学校、病院等の特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの敷地の周囲おおむね100メートルを限度とする区域内の地域に該当しないことが掲げられている。また、この「おおむね100メートル」については、保全対象施設の敷地の周囲の地域を画するための基準であることから、水平面で測ることとされている。</p>				
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む) 「おおむね100メートル」の測り方について、仮に御提案のとおり解釈運用基準を改定した場合には、例えば、ビルの低層部に所在する保育所等の保全対象施設について、当該保全対象施設の所在するビルの高層部から下りてきた酔客の喧噪等による当該保全対象施設への影響は、周辺地域の特定遊興飲食店から出てきた酔客の喧噪等によるものと同程度又は一層重大なものとなり得ると考えられるにもかかわらず、当該保全対象施設の所在するビルの高層部では特定遊興飲食店が立地可能となる一方で、当該保全対象施設に隣接する地域では特定遊興飲食店が立地できないこととなるなど、合理的な規制とならないことが懸念される。 このことは、特区の内外を問わずいえることから、御提案を認めるのは困難である。 一方で、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設として定めつつ、一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外するなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、御提案については、例えば、低層部の保育所等を条例により保全対象施設から除外するなどして、当該保育所等及び特定遊興飲食店が同一建物内等に立地することが可能となると考えられる。</p>				
実施時期		スケジュール				
指定自治体の回答	d:その他	書面協議(2回目)の希望	希望しない			
理由等	<p>・現行法令において都道府県が「一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外する」ことについては、理論上可能ではあるものの、手続面を考慮すると実施の有無については別途検討する必要がある。 ・解釈運用基準の改定後において合理的な規制とならないことが懸念される、との指摘については、内容の工夫次第で合理性を担保できるものと考え、現時点では2回目の協議は見送り、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について判断していきたい。</p>					
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント	<p>警察庁より、指定自治体からの提案については合理的な規制とならないことが懸念されるが、一方で都道府県は条例により保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、指定自治体の提案を実現可能である旨の見解が示された。 指定自治体は、条例による対応については、手続面を考慮すると実施には検討を要するとし、今後の事業計画の進捗を見ながら改めて再提案について検討することとしたため、一旦協議を終了する。</p>					

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30103	特区名	アジアヘッドクォーター特区		
提案事項名	特定遊興飲食店営業許可を受ける場合の設備要件(設備設置義務)の緩和				
提案事項の具体的な内容	<p>(1)魅力あるイベントを実施し、東京のナイトライフ活性化、ひいては国際競争力を強化すべく、特定遊興飲食店営業許可における設備要件については、「恒常的に設備を設け」るのではなく、容易にレイアウト変更できるような要件に緩和していただきたい。</p> <p>(2)様々なレイアウトに対応するコンベンション施設やホテルのバンケット施設等では「恒常的に設備を設け」ることができず、特定遊興飲食店営業の許可を受けることはできない。アフターMICEや国際観光に資するエンターテインメントとして、外国人観光客が安心してナイトライフを楽しめる環境であるホテルの宴会場は東京のナイトライフ活性化に非常に有効であるため、恒常的な設備が設けられていないこれら施設においては、設備を「用意」することで特定遊興飲食店の営業許可を受けられるよう風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準の規定を緩和していただきたい。</p>				
政策課題とその解決策	<p>アフターMICEや外国人観光客が安心してナイトライフを楽しめる環境が充実することで、国際的なMICE誘致・外国人観光客誘致の競争力を高めることができる。</p> <p>特に、ホテルの宴会場は、アフターMICEや、宿泊客にとっても利用がしやすく、活用効果が高いと考えられる。</p>				
国と地方の協議 1回目 見解	担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能		担当省庁名	警察庁
	担当課名	生活安全局保安課			
	規制法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第11項並びに第31条の23において準用する第4条第2項第1号、第9条及び第12条</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(平成30年1月30日付け警察庁丙保発第2号ほか)第27中1</p>			
	規制等の趣旨	<p>都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所の構造又は設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないときは、許可をしてはならない。また、特定遊興飲食店営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ都道府県公安委員会の承認を受けなければならない(内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、必要事項を記載した届出書を提出しなければならない)。</p>			
担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>そもそも、特定遊興飲食店営業の許可に当たり、営業所内に「恒常的に設備を設け」ることを要するとはされていないところ、個々の営業について許可がなされるか否かは、個別具体の事情に応じて判断されるものであり、御提案の営業について許可がなされるか否かについても、都道府県警察において判断されることとなる。</p> <p>なお、一般的にいえば、特定遊興飲食店営業の許可を受けた営業所であるホテルの宴会場等において、特定遊興飲食店営業を営まない時間帯に営業所の構造及び設備を変更し、特定遊興飲食店営業の営業時間が始まる前にその構造及び設備を復元する場合は、承認や届出は不要であることから、「恒常的に」特定遊興飲食店営業の営業の用に供される設備を設けていないホテルの宴会場等を営業所とする特定遊興飲食店営業の許可を取得することも可能であると考えられる。また、一旦特定遊興飲食店営業の許可を取得した後は、営業所内の見通しを妨げない程度の軽微な椅子、テーブル等の配置の変更等の構造又は設備の変更は、構造設備の軽微な変更(風営法第9条第3項)にも該当せず、届出すら要しないこととされているところである。</p>				
実施時期		スケジュール			
指定自治体の回答	a:了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない	
理由等	<p>・本協議の結果、ホテルのバンケット施設等での特定遊興飲食店営業を検討している事業者が想定する、イベントに応じたレイアウト変更については、許可取得後は見通しを妨げない程度の変更であれば届出を要せず、また、それ以外の場合でも軽微な変更等の届出(風営法施行規則20条)を行えば対応可能であることが判明した。</p> <p>・なお、協議終了に当たって、各警察署において示された見解に基づく対応がなされるよう周知徹底いただくことを希望する。</p>				
内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの				
コメント	<p>警察庁から、特定遊興飲食店営業の許可に当たり、営業所内に「恒常的に設備を設け」ることを要するとはされていないところ、営業許可がなされるか否かは個別具体の事情に応じて都道府県警察にて判断されるものである旨の見解が示され、自治体は了解しているため、協議を終了する。</p> <p>警察庁は、示された見解に基づく対応がなされるよう、各警察署への周知徹底をすること。</p>				